

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第18号)

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が、平成22年12月20日付け尼保生第65060号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分1」という。）において実施機関が開示した公文書は適切である。

次に実施機関が、平成23年1月5日付け尼保生第65090号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分2」という。）において、非公開とした部分のうち、次のものは公開すべきである。その余の部分について非公開とした決定は妥当である。

犬・ねこの引取り願の拾得場所において

- ・公園名及び公共施設名を表記している箇所並びにその所在地（番地を含む）
- ・ショッピング店名を表記している箇所及びその番地
- ・番地付近のような表記箇所
- ・団地やマンション等の名称を表記している箇所
- ・団地やマンション等の号棟名を表記している箇所
- ・「自宅の倉庫」と表記している箇所など個人を特定しない箇所

警察職員の氏名

最後に実施機関が、平成23年1月17日付け尼保第65110号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分3」という。）については、妥当である。ただし、一部について意見を付記する。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 本件部分開示決定処分1

第1回尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議議事録（以下「第1回議事録」という。）では委員名が開示されているのに、第2回尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議議事録（以下「第2回議事録」という。）で委員名が開示されていないことは整合性に欠ける。また、第1回、第2回共に傍聴者がおり、第2回については異議申立人本人も傍聴していたため開示しないことには理由が存在しない。

2 本件部分開示決定処分2

犬・ねこの引取り願について、申請者が警察になっているものの拾得場所の一部が非開示になっているが、非開示にする理由がない。また、引取り申請者が黒塗りになっているもの的大半について、拾得場所が法令等により求めるべき記載になっておらず、実際の拾得場所が実質上、非開示となっている。

ねこの1week 齢、2week 齢のほとんどが性別不明と記されているが、ねこの性別は多少経験のある素人でさえ1week 齢にもなれば判別が可能で、まして獣医師に判別できないことは有り得ず、上記、拾得場所と共に故意に正確な記載をしていない、又は職務怠慢としか考えられない。

なかには拾得場所が特定できない「となりのベランダ」「となりの庭」となっているものがあり、これについては、不法侵入又は窃盗の可能性があるにもかかわらず、本人確認の書類が不要とされている。これも上記のように故意、又は場合によっては犯罪に行政が関わっている可能性を問われても仕方のないことである。

警察からの犬・ねこ引渡書の犬ねこの特徴の一部及び引渡者が非開示になっているが、本来、開示されるべき部分である。同引渡書の発見場所については、正確に番地等まで開示されており、警察を申請者とする犬・ねこの引取り願における拾得場所の一部非開示と整合性がない。

3 本件部分開示決定処分3

第3回尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議議事録（以下「第3回議事録」という。）について

尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議について、すでに第4回会議が3月1日に行われることも決まっており、第3回会議実施からすでに経日している段階でテープ起こしが文書化されていないはずがなく、異議申立てに係る処分は違法、不当である。

平成16年度以前に譲渡した動物の判別（写真、特徴、由来等）が判る文書（以下「16年度以前譲渡動物文書」という。）について

16年度以前譲渡動物文書については、現実に異議申立人及び尼崎市動物管理事務所里親活動ボランティアグループ（尼崎市動物愛護センターボランティアグループ）が譲渡を受けた動物は死亡したものを除き、現在も継続飼育されているにもかかわらず、不存在は違法、不当である。譲渡誓約書にも飼育困難等による相談や飼い主の異動等については尼崎市動物管理事務所（尼崎市動物愛護センター）に連絡せよとの記述もなされており、不存在は違法、不当である。また、動物管理事務所から動物愛護センター移転時には譲渡関係の文書も保管されているのを確認しているが、その文書には個別の動物が判別できるよう、個別の動物の写真（著作権は異議申立人保持）が添付されていたのを確認しているが、この写真は尼崎市動物管理事務所及び尼崎市動物愛護センターボランティアグループ及び異議申立人が無期限無償で貸与しているものであり、不存在たり得るはずがない。当処分は違法、不当である。

4 異議申立人の意見書について

異議申立人が本審査委員会に提出した意見書の要旨は次のとおりである。

尼崎市における動物愛護管理行政あり方検討会議（以下「検討会議」という。）は、日本全国に大きく報道された、尼崎市動物愛護センターによる同一動物取扱い業者からの不適切引取り全頭殺処分の発覚に端を発している。その後この問題の本質を追求するため、毎日新聞の記者が尼崎市動物愛護センターを取材し「今日の犬の殺処分場への送致があるか」との問いに対し、既に犬1頭の送致を決定していたにもかかわらず、同センターの係長及び所長が「今日は犬の送致はない」と回答し、実は予定通りに犬を送致した事件があった。この報道記者への虚偽回答は、既に報道された「収容犬確認台帳の改ざん」事件よりも悪質で重大な事案であると考えている。

異議申立人は、阪神大震災をきっかけに当時の尼崎市動物管理事務所（現在の尼崎市動物愛護センター）に出入りするようになったが、当時の尼崎市動物管理事務所における収容した犬の飼

育管理は、殺すものとの認識しかなく、数日間生きていればよい程度の認識であった。県知事の指示により被災が原因の犬ねこは殺すなどの指示により、被災動物は保管されていたが、管理状態はひどいものであった。

動物の愛護及び管理に関する法律により、負傷動物の制度ができたことから、即日殺処分されるだけであった犬ねこの保管が必要となり、尼崎市の意向により飼養管理が異議申立人らボランティアに任せられるようになり、世話代として月2,000円から20,000円程度が支払われた。異議申立人は職員に代わって飼養だけでなく、飼育継続が困難になったこと等による引取り相談を積極的に受け、譲渡希望者の掘り起こし等の行為も自腹で行っていた。さらには尼崎市動物管理事務所が行っていなかった各警察署拾得担当との照会協力をはじめ、警察と行政の橋渡しを行い、飼い主が探していた犬ねこが無益に殺傷されることを防いできた。また、譲渡については、東北地方の方々からも支援金のみならず譲渡者（里親）としても協力をいただけることになった。

保管動物の飼養管理は、尼崎市動物管理事務所から尼崎市動物愛護センター移行時に職員が行うことになり、異議申立人は迷子動物の返還、収容動物の譲渡協力活動に重点を置き、警察に餌を提供することで、できるだけ長期保管してもらい、返還率と譲渡率を上げ、殺処分を減らす努力を今も続けている。

そうしたことを背景として、地球生物会議の代表から、尼崎市動物愛護センターに対し大量引取り殺処分や文書改ざん等について質問があり、それに対する尼崎市動物愛護センターを所管する生活衛生課長の回答の中で、検討会議の設置が約束された。検討会議では、大量引取り殺処分や文書改ざん等の重大な問題をいかに防ぐか、行政としての在り方に反した問題の防止策は何かを検討する会議であったはずが、異議申立人が傍聴した限りでは、そのような検討は全くされなかった。なぜなら、殺処分や文書改ざんの当事者であった前動物愛護センター所長による自作自演の検討会議であったためである。

検討会議の委員は議長を含め8人で、公募市民3人は全員 C.O.N（ホームレス猫不妊運動ネットワーク＝尼崎市野良猫不妊手術助成金を寡占している団体）のメンバーに加えて、C.O.Nの代表が1人、兵庫県代表として大量殺処分の片棒であった兵庫県動物愛護センター所長、尼崎市開業獣医師会代表、尼崎市動物愛護センターの事務を常態的に請け負っている団体役員であった。この委員による会議では、議長が引取りや殺処分の方法等について自ら調べ上げて真摯な意見を述べかけた市民委員による発言を何度も遮断し、尼崎市にとって都合の悪い意見の押さえ込みに必死のようであった。そして、検討会議で出した結論は、主に、寄付金集めのための協議会を作ることであった。この検討会議の委員には、議長に4万円、他の委員には2千円が支払われている。この検討会議は適切といえるのか。検討会議における発言内容を詳細に検討するには、議事録が欠かせない。事実と反する部分はないか、大量引取り殺処分や文書改ざんの防止対策について解析しなければならない。

検討会議の委員は、それぞれの立場で会議に参加しており、発言には責任がある。市民委員のひとりには、自分の意見を正確に知って欲しいことから、実名入りでの議事録を要望されたそうであるが、会議の1回目のみが実名で、2～4回は委員名なしの議事録になっているのは、理由もなく、

整合性にも欠けている。また、異議申立人が速記した言葉が消されている部分も多々あり、議事録は実録版には当たらない。

「犬・ねこの引取り願」申請者が、警察になっているものについて、拾得場所の一部が非開示となっている。警察の拾得届における「場所」は、番地や室番まで公示の対象であり、何故行政が拾得場所の一部を隠すのか、必要性も根拠もない。また、引取り申請者が黒塗りになっているものの大半について、事実上、拾得場所が隠蔽されていて、本来開示されるべき拾得場所が、非開示とされている。窃盗や詐欺の被害品である可能性もあり、開示すべきである。

幼ねこの性別は、少し手慣れた素人でさえ、生後数日で見分けが付き、犬ねこ業務担当獣医師であれば、判別できない訳がなく、故意に隠蔽しているか職務怠慢であるか、いずれにせよ、生かす機会を与える気持ちがないとしか言えない。

拾得場所が「となりのベランダ」「となりの庭」については、不法侵入又は窃盗の可能性があり、本人確認の身分照会は当たり前であり、本人確認書類を不要としているのは、他人の占有権、所有権を奪取しかねず、場合によっては行政が犯罪に加担してしまっている可能性がある。

警察からの犬・ねこ引渡書について、犬ねこの特徴の一部や行政警察の引渡し者が非開示になっているが、本来開示されるべきものである。

検討会議第3回議事録の実録文書がこの段階で、未整備であるのは、論外で、有り得ない。

異議申立人の情報公開請求により、麻薬及び向精神薬取締法により第2種向精神薬に指定されている麻酔用注射ソムノペンチル10本の購入履歴(2010年3月26日)が出てきたが、使用記録及び薬殺記録の開示請求に対しては全て文書不存在により非開示とされた。この件について、毎日新聞阪神支局の記者が尼崎市動物愛護センターに確認すると、成犬、成猫、子犬及び子猫の薬殺数を実数であるかのように回答したそうである。この一連のことについて、市議員が議会の健康福祉委員会で糾したところ、当局は記録していないことは違法ではないと回答し、記録がないのに何故、残量がわかり、薬殺数が出せるのかと追及されると、後日報告することになった。後日の報告では「子猫はほとんど薬殺していると仮定して、薬殺に使用されるはずの量から推測する」資料が提出され、この資料の推測数が記者に提示された数だと判明した。それでは、ソムノペンチルは何に使われたのか、犬・猫を動物愛護センターに引取らず、出向いて使ったのではないかと憶測されても不自然ではない。ソムノペンチルの半分(子猫の安楽殺に用いる量にして約1200匹分)もが消えている訳で、記録がないことより、消えた先が、仮定や推測でしか説明できない向精神薬の杜撰な薬物管理自体が極めて大きな問題である。

以前、収容動物の譲渡に関する誓約書の情報公開請求をしたおりに、1頭の犬の譲渡について2枚の開示があり、1枚分のコピー代は返還すると言われたが、理由が釈然としていない。

苦情処理に出かけるときでも、他の自治体では複数人で出かけるところを、尼崎市動物愛護センターは、獣医師が単身で出向いている。こうしたことから馴れ合いを生み、質の良い業者と聞いていた業者からの大量引取り殺処分に繋がっている。苦情を解決するため、業者を無理やり説得し、引渡しを応じさせた尼崎市動物愛護センターの誤った指導のために、大量の犬が犠牲になり、業者だけが処罰されたことを職員は真摯に反省し、指導の仕方を改めるべきではないか。

阪神大震災時における尼崎市動物愛護センターの前身である尼崎市動物管理事務所では、飼い主が引取りを求めてきた動物は即日殺処分、迷子犬ねこは、法令に定められた公示期間プラス1日の計3日間生きていれば良いとの考えであった。兵庫県知事の指示により一部の動物に限り殺処分できなくなったため、管理事務所の動物の飼養管理の悲惨な状態を目にした異議申立人は、質の良い新たな飼い主を捜すために、管理事務所の里親活動ボランティアグループとして新聞、テレビ、ラジオ、動物関連雑誌に殺処分の現実、飼い主への啓発、譲渡について、異議申立人が撮った写真数千枚を使い講演会と写真展を繰り返しながら、掲載してもらった結果、約400頭の犬ねこその他の動物の里親を見つけることができた。そして譲渡された動物については、1頭ずつの文書が残され、異議申立人又はボランティアグループが提供した写真が貼り付けられている。管理事務所は譲渡の際、飼育できなくなったり飼い主が変わる場合等には期限を切らず、尼崎市に連絡するよう譲渡者に求めている。これらの写真は、あくまでも、期限を切らずに貸し出しただけであり、震災の貴重な資料であることから、不要となれば返していただくよう求めていた。安易な廃棄は絶対に許されるものではない。開示請求に対し、文書不存在につき非開示とは何を意味するのか。不要なら即座に返還を求めるものである。

数年前に当時の所長から「囑託員が動物のセンターへの収容（入）を減らし、返還、譲渡（出）を増やす方法を考えるべきではないか」と言ってきて、センターの立場を理解しないので、相談に乗ってやって欲しい」と異議申立人に依頼があった。異議申立人は収容動物飼養管理業務の受託を含む収容動物飼育、継続飼育困難者の相談や引取り希望者の相談に対応し、警察との連携による返還協力等ずっと継続してボランティアとしてやってきており、殺処分数削減に取り組もうとする職員の相談には全力を上げてお答えしようとしてきている。また、引取り相談に丁寧に対応しようとしたことに「時間の無駄、評価を下げるぞ」などと所長からパワハラを受けた職員からも度々相談を受けたこともある。

最近、尼崎市動物愛護センターの囑託員が同センター保管中の大型犬から敷地内散歩中にかみ付かれるという事故があった。これは犬の引取り時に、当該囑託員には飼い主家族にかみ付いた犬だから所有権放棄したことだけを伝え、殺処分を前提としているため、かみ付きパターンや飼育環境等の詳しい説明をしていなかったためである。

この囑託員の事故は、公務中の労働災害であるにも関わらず、囑託員の知らないところで有給休暇扱いにされていたとのことである。

尼崎市動物愛護センターの所長や係長の席から来客の姿は見え、来客からも所長や係長の姿は視線に入らないだけでなく、他の職員も窓をたたき、ガラリと音をたてて開かないと来客に気付いていないこともあるようである。センターはもっと、真に困って尋ねてくる市民のために、気軽に相談できる開放的な施設であるべきで、西宮市動物愛護センターが、全国的に評価される動物行政であるかを尼崎市長は真剣に考え直して欲しいと思う。

尼崎市動物愛護センターで光っているのは、殺処分をいかに減らすかを考えながら、飼い主の身勝手、無責任によってセンターに収容されている動物の世話をしている囑託員だけである。この現実を市民に知っていただき、正常化、適正化に声をあげていただきたいと思っている。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明及び意見聴取時の主張要旨は次のとおりである。

1 本件部分開示決定処分1

第1回議事録については初回ということもあり、委員への配慮から発言した委員の個人名を記載していたが、検討会議の内規(「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議の資料及び議事録の公開について」)では「発言者の氏名は記載せず、『議長』、『委員』、『事務局』等と記載するとなっていたことから、第2回議事録はこの内規に従い作成したものである。この内規は第1回検討会議で事務局から案が示され、案どおり決定したものである。よって第2回検討議事録に発言者の個人名が開示されていないのは違法ではないと考えられる。

2 本件部分開示決定処分2

申請者が警察になっている犬・ねこの引取り願の拾得場所の一部が開示になっている件について

実施機関では、「狂犬病予防法」や「動物の愛護及び管理に関する法律」等の規定に基づき収容した犬・ねこ等の動物について公示を行っているが、その際、収容等の場所については個人情報保護の観点から「 町 丁目 番号」ではなく「 町 丁目」等と記載していることから、犬・ねこの引取り願の拾得場所についてもその運用に倣い「 番号」に該当する部分は不開示としたものである。

犬・ねこの引取り願の引取り申請者が黒塗りになっているものの大半について、拾得場所が法令等により求めるべき記載になっておらず、実際の拾得場所が実質上、非開示となっている件について

犬・ねこの引取り願に記載された拾得場所が「家の前」や「自宅の庭」などとなっているものもあり、申請者の住所が個人情報保護の観点から不開示となれば、拾得場所も事実上不開示となる。しかし、犬・ねこの引取り願の拾得場所の記載方法について法令上の規定はないことから、拾得場所の記載が「家の前」や「自宅の庭」になっていても違法性はないと考えられる。

犬・ねこの引取り願のねこの性別が不明となっている件について

異議申立人は性別が開示になっていることについて申立てているのではなく、不明となっていることについて申立てているが、犬・ねこ引取り願の記載は動物愛護センターの職員が行うのではなく、申請者が行うものであり、申請者が性別の判別ができなかったものについて不明と記載することについて、違法性はないものと考えられる。

犬・ねこの引取り願の拾得場所が「となりのベランダ」「となりの庭」となっているものについては、不法侵入又は窃盗の可能性があるにもかかわらず、本人確認の書類が不要となっている件について

所有者の判明しないねこを拾得人物の代わりに、隣人等が動物愛護センターに持ち込み、引取りを求める場合が稀にあるが、持込者(申請者)から話を伺い、特段の問題がないと判断したうえでのことである。また、動物の愛護及び管理に関する法律では、所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合は引取らなければならない旨が規定(第

35条第1項及び第2項)されていることから、「となりのベランダ」等で拾得された所有者の判明しないねこを引取ることには違法性はないものと考えられる。

警察からの犬・ねこ引渡書の特徴等欄の一部や引渡人の欄が開示となっている件について特徴等の欄の開示箇所は、記載の訂正に伴う警察職員の訂正印であり、引渡人の欄の開示箇所は引渡業務を行った警察職員の押印であり、ともに個人情報のため不開示としたものである。

警察からの犬・ねこ引渡書の発見場所は正確に番地等まで開示されているが、警察を申請者とする犬・ねこ引取り願の拾得場所が一部不開示になっている点で整合性がない件について

犬・ねこ引渡書の発見場所について番地まで記載されているのは、「 町 丁目 番号先路上」等の公共の場所を示すものは開示している。一方、犬・ねこ引取り願の拾得場所の一部が開示になっていないのは、 に記載のとおり個人情報保護の観点から一部不開示としたものである。

3 本件部分開示決定処分3

第3回議事録について

異議申立人が開示を求めた第3回議事録は、当時作成段階であり、公文書として存在しなかったため不開示としたが、平成23年2月17日に異議申立人から再度、開示請求があり、平成23年2月28日付けで開示している。

16年度以前譲渡動物文書について

当該文書については、存在が不明確であり、仮に当該文書が公文書と存在していたとしても、文書規程上の保存期限を過ぎており、既に廃棄しているため、公文書としては存在しない。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たっての本審査委員会の基本的な考え方

異議申立書や異議申立人が本審査委員会に提出した意見書により、異議申立人が本案件に係る公文書開示を請求した背景や異議申立人の尼崎市の動物愛護行政に対する思いは理解できるものの、本審査委員会は、公文書開示請求に係る開示・不開示決定等の妥当性を審査することをその目的としていることから、本審査委員会としては、その目的の範囲内において、調査審議し、判断を行うものとし、尼崎市の動物愛護行政に対する意見・苦情とみられる部分については、担当部局において対処されるべきものであり、本審査委員会の判断は行わない。

2 本件部分開示決定処分1

異議申立人は、全部開示されている第2回議事録に記載されている発言者が「 委員」と表記されておらず、「委員」とだけ表記されていることに対し、異議申立を行っている。本審査委員会の本来の目的からすれば、範囲外となる可能性はあるが、異議申立人は委員名が開示であると主張していることから、委員の名前が表記されていないことについて、調査・審議を行う。

実施機関は「発言者の氏名は記載せず、『議長』、『委員』、『事務局』等と記載する」と表記した内規(「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議の資料及び議事録の公開について」(案))を作成し、第1回検討会議でその内規を事務局から案として提示し、案どおりに決定された。そして、第2回議事録はこの内規に従い作成したものであると主張している。

本審査委員会として、この内規の記載内容及び第1回議事録によりこの内規が検討会議で了承されていることを確認した。よって、第2回議事録で発言者を「委員」ではなく「委員」と表記することに異論はないところである。

ただし、実施機関が公文書として保存している内規は「尼崎市における動物愛護管理行政のあり方検討会議の資料及び議事録の公開について(案)」であり、(案)をはずした正式な内規を公文書として管理すべきで、適正文書管理が望まれるところである。

3 本件部分開示決定処分2

犬・ねこの引取り願について申請者が警察になっているものの拾得場所の一部が非開示になっていることについて

ア 異議申立人は、非開示にする理由がないと主張し、意見書の中で、警察の拾得届における「場所」は、番地や室番まで公示の対象であり、何故行政が拾得場所の一部を隠すのか、必要性も根拠もないと述べている。

イ 実施機関は、「狂犬病予防法」や「動物の愛護及び管理に関する法律」等の規定に基づく収容した犬・ねこ等の動物の公示方法の運用に倣い、個人情報保護の観点から拾得場所についてのうち「番号」に該当する部分は不開示にしたと主張している。

ウ 拾得場所が個人の家を特定する住所である場合には、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号に該当し、不開示は妥当である。

エ しかしながら、公園名やショッピング店名、番地付近など個人を特定しない場所も不開示となっていたり、申請者が警察でない犬・ねこの引取り願においても、公共施設名、団地名、号棟名、自宅の倉庫、番先など個人を特定しない場所を不開示としているケースも見受けられる。これらの個人を特定しない場所については、開示すべきである。

オ なお、異議申立人は警察の拾得届における「場所」は公示の対象であると述べているが、兵庫県警察に確認したところ拾得物の拾得場所を市町丁目番の形で公の閲覧等に供していることはないとのことであった。

犬・ねこの引取り願の引取り申請者が黒塗になっているものの大半について、拾得場所が法令等により求めるべき記載になっておらず、実際の拾得場所が実質上、不開示となっている件について

ア 異議申立人は、実施機関が述べているように拾得場所に「自宅前」や「自宅の庭」などと表記のあるものについて、申請者の住所を個人情報保護の観点から不開示としている場合に、拾得場所も事実上、不開示となっていることに対し、異議申立を行っていると思われる。

イ また異議申立人は、拾得場所の表記は「自宅前」や「自宅の庭」などではなく、法令等により求められるべき記載、つまり「町丁目番号」と表記すべきと主張していると思われる。

ウ 犬・ねこ引取り願の拾得場所についてどのような表記をすべきかの審議は、本審査委員会の範囲外と思われるが、仮に拾得場所に「町丁目番号」の「家自宅前」と表記されていたとしても、イに記載しているとおり、個人を特定する住所部分「番号」や「

家」部分については不開示にすべき部分である。ただし、ウに記載しているとおり、公園やショッピング店名などの個人を特定しない住所である場合は、開示すべき部分である。

犬・ねこの引取り願のねこの性別が不明となっている件について

ア 異議申立人は、ねこの性別は獣医師に判別できないことは有り得ず、故意に正確な記載をしていない、又は職務怠慢としか考えられないと主張している。

イ ねこの性別をだれが判別できるか等の判断は、本審査委員会の範囲外である。第一義的には、実施機関が主張するように犬・ねこ引取り願の記入は申請者が行うものであり、不明と記載されても不自然さはないが、引取り時に実施機関がアドバイスあるいは補記することも考えられる。いずれにしても、本審査委員会の所掌範囲外で判断は行わない。

犬・ねこの引取り願の拾得場所が「となりのベランダ」等となっているものについては、不法侵入又は窃盗の可能性があるにもかかわらず、本人確認の書類が不要となっている件について

ア 異議申立人は、故意、又は場合によっては犯罪に行政が関わっている可能性を問われても仕方のないことであると主張する。

イ 実施機関は、所有者の判明しないねこを拾得人物の代わりに、隣人等が動物愛護センターに持ち込んだ場合、持込者（申請者）から話を伺い、特段の問題がないと判断したうえのことである等の主張している。

ウ 「となりの庭」等で拾得された所有者不明のねこの引取りに、申請者本人の確認が必要かどうかについては、法令に規定がない限り、実施機関の基準又は一定の運用によって行うべきものであり、本人確認の是非についての判断は、本審査委員会の範囲外である。

警察からの犬・ねこ引渡書の特徴欄の一部及び引渡者が不開示となっている件について

ア 異議申立人は、本来、開示されるべき部分であると主張しているが、実施機関は特徴等の欄の不開示箇所は、記載の訂正に伴う警察職員の訂正印であり、引渡者の欄の不開示箇所は引渡業務を行った警察職員の押印であり、ともに個人情報のため不開示としたものと主張している。

イ 本審査委員会で確認したところ、実施機関の説明のとおり、当該特徴欄の不開示部分は警察職員の訂正印であったことから、引渡者の欄と併せて、争点は警察職員氏名に関する不開示の是非ということになる。

ウ 警察職員氏名は、条例第7条第2号のウに規定する個人情報の除外規定に該当することから、開示すべきと判断する。

なお、兵庫県情報公開条例第6条第6号の規定に基づき、兵庫県公安委員会規則によって定められた警察職員の氏名（警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名）は非公開とされているが、実施機関の他業務においても、兵庫県の規定はあるものの、条例の個人情報の除外規定該当するものとして、開示を原則としていることから、本案件に係る警察職員氏名についても、開示すべきと判断したものである。

犬・ねこ引取り願の拾得場所が一部不開示になっている件について

ア 異議申立人は、警察からの犬・ねこ引渡書の発見場所は正確に番地等まで開示されているが、警察を申請者とする犬・ねこ引取り願の拾得場所が一部不開示になっている点で整合性がなく、

開示すべきであると主張している。

イ 実施機関は、犬・ねこ引渡書の発見場所について番地まで記載されているもので、公共の場所を示すものは開示している。一方、犬・ねこ引取り願の拾得場所の一部が開示になっていないのは、個人情報保護の観点から一部不開示としたものであると主張している。

ウ 実施機関が主張しているとおり、警察からの犬・ねこ引渡書の発見場所が全部開示となっているのは、河川敷や路上等の個人情報には該当しない部分である。また、犬・ねこ引取り願の拾得場所について、不開示としている箇所、個人情報を特定する住所のうち地番部分である場合は、条例第7条第2号の規定により不開示は妥当である。

エ しかしながら、当該不開示箇所の中には、公園の住所や公園名、団地名、号棟名、ショッピング店名、番地付近など個人を特定しない場所も含まれている。また、「自宅の倉庫」と表記されている箇所を不開示としているが、申請者の住所、氏名を不開示としていることから結果として個人を特定しないことになる。これら、個人を特定しない箇所については開示すべきである。

4 本件部分開示決定処分3

第3回議事録について

異議申立人が開示請求した日（平成23年1月13日）及び異議申立を行った日（平成23年1月27日）においては、第3回議事録は作成されておらず、実施機関が平成23年1月17日付で行った本件部分開示決定処分3のうち第3回議事録の不開示（文書不存在）決定は妥当である。また、異議申立人が平成23年2月17日に再度当該文書の開示請求を行い、実施機関は平成23年2月28日付で開示していることから、この問題については解決していると認識する。

16年度以前譲渡動物文書について

ア 異議申立人は、異議申立人及び尼崎市動物管理事務所里親活動ボランティアグループ（尼崎市動物愛護センターボランティアグループ）が平成16年度以前に譲渡を受けた動物を現在も継続飼育しているにもかかわらず、また譲渡誓約書に飼育困難等による相談や飼い主の異動等については尼崎市動物管理事務所（尼崎市動物愛護センター）に連絡せよとの記述もされており、当該文書の不存在は違法、不当であると主張している。

また異議申立人は、動物管理事務所から動物愛護センター移転時に関係文書が保管されていること、その文書に個別の動物の写真（著作権 異議申立人保持）が添付されていたことを確認している。この写真は異議申立人や尼崎市動物愛護センターボランティアグループ等が無期限無償で貸与しているものであり、不存在たり得るはずがない。当処分は違法、不当であると主張している。

イ 実施機関は、不開示理由の説明において、16年度以前譲渡文書は保存文書期間を過ぎており、公文書として存在しないとしている。しかしながら、意見聴取時に、実施機関に対し「当該文書は市が取得したものなのか、異議申立人から借用したものなのか、あるいは共有しているものなのか」を確認すると、先輩職員からの聞き取りによると借りた覚えはないとのことで、文書の存在自体が不明確であるとの回答であった。そして「保存期間を過ぎて公文書として存

- 在していない」としているのは、仮に当該文書が公文書として存在していたとしても、尼崎市文書規程上の保存期限を過ぎており、既に廃棄している趣旨を示したものであると述べている。
- ウ 本審査委員会としては、実施機関からの意見聴取等において、実施機関が当該文書を保有していると認識し得るだけの確証を得ることができなかつたため、実施機関が行った本件部分開示決定処分3のうち16年度以前譲渡動物文書の不開示（文書不存在）決定を否定し得ない。
- エ ただし、当該文書の存在について、実施機関の不開示理由の説明の表現では、存在した文書が保存年限を過ぎて廃棄されたとの印象を受ける。文書の存在自体が不明確ということであれば、そのような説明をすべきで、情報公開請求に対する決定においても請求者に対して適切な対応が望まれるところである。

加えて、文書管理に関しても、今回の案件のように文書の存在が不明確になることのないよう、担当者間の引継ぎ等に細心の注意を払い、情報公開も意識した適切な対応をすべきことを意見として付記する。

5 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第1部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成23年3月15日	・ 諮問書を受理
平成23年5月6日	・ 審査委員会第1部会に付託
平成23年5月23日	・ 審議
平成23年7月1日	・ 異議申立人からの意見書確認 ・ 実施機関から意見聴取 ・ 審議
平成23年8月8日	・ 審議
平成23年11月14日	・ 審議
平成23年11月25日	・ 答申

審査委員会第1部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
村上 武則	近畿大学法科大学院教授	部会長
津久井 進	弁護士 (芦屋西宮市民法律事務所)	
坂井 希千与	弁護士 (春名・田中法律事務所)	
黒坂 則子	同志社大学法学部准教授	